



◇令和7年度 米沢市公共下水道普及促進補助金◇

下水道の供用開始から3年以内の区域で、下水道接続工事を行う人に補助金を交付します。

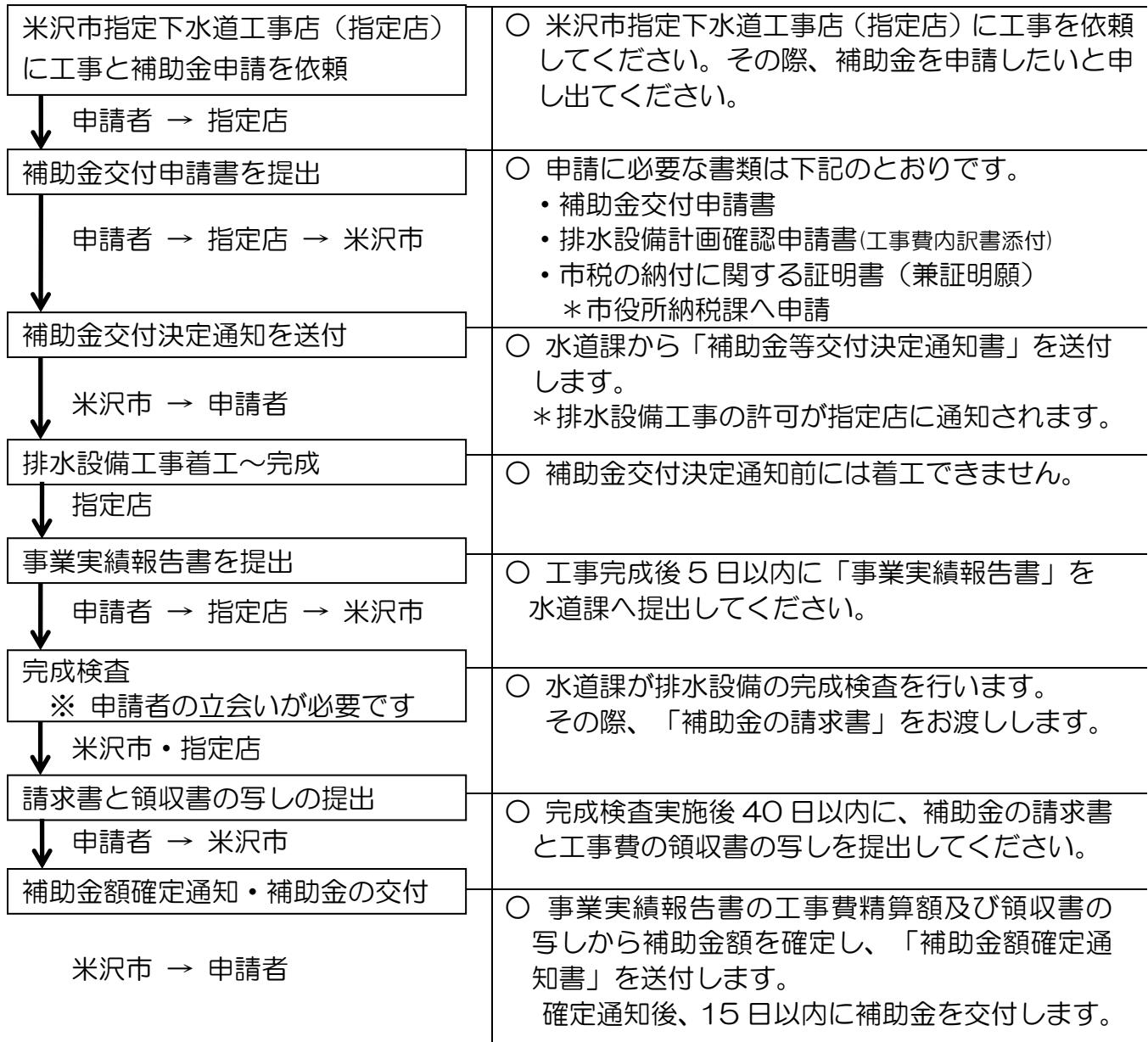
◆ 制度の対象となる区域と補助金 ◆

対象区域	補助金
供用開始から1年以内の区域（供用開始が令和7年3月31日の区域） ※令和8年3月31日供用開始予定の区域を含む	上限5万円
供用開始から2年以内の区域（供用開始が令和6年3月31日の区域）	上限3万円
供用開始から3年以内の区域（供用開始が令和5年3月31日の区域）	

◆ 制度の内容 ◆

補助対象者	<p>① 下水道供用開始3年以内の区域に建物を所有または占有（所有者から排水設備工事の同意を得た場合に限る）している人。ただし、法人（認可地縁団体を除く）は利用できません。</p> <p>② 市税、下水道事業受益者負担金（下水道事業分担金）及び下水道使用料を滞納していない人。</p>
補助対象工事	<p>下水道供用開始3年以内の区域内で公共下水道を使用するために、既存のくみ取り便所を水洗便所へ改造、または浄化槽の廃止を伴う排水設備を設置する工事（付帯工事を含む。以下「工事」）で次のすべてに該当する工事</p> <p>① 米沢市指定下水道工事店が行う工事</p> <p>② 工事費（消費税込み）が20万円以上の工事</p> <p>③ 建物の新築でない工事</p> <p>④ 法人（認可地縁団体を除く）所有の建物でない工事</p> <p>⑤ 令和8年3月13日（金）までに、事業実績報告書を提出できる工事（年度内に完成検査が実施可能な工事）</p> <p>⑥ “令和7年度米沢市住宅リフォーム支援事業”または“介護保険法に基づく住宅改修費給付事業”との併用は可能ですが、工事内容が重複する部分は補助対象から外れます。</p> <p>⑦ 令和7年度は「米沢市水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給制度」との併用が可能です。</p>
補助金額	<p>工事費（消費税込み）の10%（万円未満切捨て）とし、限度額は供用開始1年目の区域は5万円、2~3年目の区域は3万円です。</p> <p>完成後、精算工事費が増額となっても補助金の額は増額しません。減額となった場合は補助金の額を減額します。</p>
申請受付期間	<p>令和7年4月1日（火）～令和8年2月13日（金）</p> <p>◎ 予算に達した場合、受付終了となりますので御了承ください。</p>
申請の手続き	<p>米沢市指定下水道工事店に申し出てください。</p> <p>◎ 工事着工前に申請してください。</p>
必要書類	<ol style="list-style-type: none">令和7年度米沢市公共下水道普及促進補助金交付申請書排水設備計画確認申請書（工事費内訳書添付）市税の納付に関する証明書（兼証明願） ◎市役所納税課へ申請

補助金交付申請手続きの流れ



* 補助金額の算出例 *

①供用開始から 1 年以内の区域で下水道接続工事費が 30 万円の場合

$$30 \text{ 万円} \times 10\% = 3 \text{ 万円}$$

②供用開始から 1 年以内の区域で工事費が 60 万円の場合

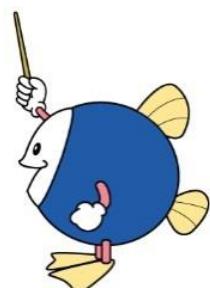
$$60 \text{ 万円} \times 10\% = \cancel{6 \text{ 万円}} \rightarrow 5 \text{ 万円}$$

◎供用開始から 1 年以内の区域は、5 万円が補助額の上限です。

③供用開始から 2~3 年以内の区域で工事費が 60 万円の場合

$$60 \text{ 万円} \times 10\% = \cancel{6 \text{ 万円}} \rightarrow 3 \text{ 万円}$$

◎供用開始から 2~3 年以内の区域は、3 万円が補助額の上限です。



問合せ先

米沢市上下水道部水道課給排水担当 TEL22-4511

